

鹿角市民生児童委員協議会
活動強化方策



令和3年3月
鹿角市民生児童委員協議会

はじめに

民生委員制度は、大正6（1917）年に岡山県で誕生した濟世顧問制度創設に源を發し、平成29（2017）年に創設100周年という大きな節目を迎えました。

この制度發足時に比べると、社会は大きく変化してきました。しかし、その中にもあっても、民生委員はそれぞれの時代において大きな役割を果たし、その志のもと今日まで変わらぬ活躍をしています。これは、数え切れない先達の思いや使命感、そして様々な困難に立ち向かう情熱があったからこそといえます。また、昭和22年交付の児童福祉法により児童委員制度が誕生し、民生委員が児童委員を兼任することとなり、活躍の場がさらに広まり、平成6年1月に主任児童委員制度が創設されました。

100周年という大きな節目を迎えた今、民生委員制度は、担い手不足、活動が多様化する中での委員負担の増大、住民との関係づくりの難しさ等、様々な課題に向き合っています。

鹿角市民生児童委員協議会では、このたび、全国民生委員児童委員連合会の「民生委員制度創設100周年 活動強化方策」を受けて、鹿角市版の地域活動強化方策の策定に向け、令和元年度から少しずつ協議を進めてきました。協議の結果、4地区民児協で民生委員・児童委員一人一人の意見を取り入れた活動強化方策を策定し、それを踏まえて市民児協の活動強化方策を策定いたしました。

ご協力いただきました鹿角市民生委員・児童委員の皆様には深く感謝いたしますとともに、策定に取り組む中で見えてきた地域の実情や課題、今後の取り組み事項等を今後の民生委員・児童委員活動や民児協活動に活かしていただくことを心より願っております。

鹿角市民生児童委員協議会
会 長 青 山 武 夫

目 次

1 鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策の概要

(1) 活動強化方策の概要

①策定の経緯..... 1

②活動強化方策の期間..... 1

(2) 活動強化方策の策定体制..... 2

2 鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策

(1) 鹿角市民生児童委員協議会..... 3

(2) 花輪地区民生児童委員協議会..... 6

(3) 十和田地区民生児童委員協議会..... 8

(4) 尾去沢地区民生児童委員協議会..... 10

(5) 八幡平地区民生児童委員協議会..... 12

1 活動強化方策の概要

(1) 活動強化方策の概要

①策定の経緯

全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」）では、民生委員制度創設50周年（昭和42年）以後、10年ごとに向こう10年間の全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題等を「活動強化方策」として示してきました。

平成29（2017）年7月に民生委員制度は創設100周年という節目の年を迎え、「民生委員制度創設100周年 活動強化方策」が作成・公表されました。この活動強化方策の中で、地域の姿は地域によってそれぞれに異なり、住民が直面する課題も地域それぞれに異なっていることを背景に、地域の実情を踏まえ、具体的な取り組み課題や実現目標を盛り込んだ「地域版 活動強化方策」を都道府県・指定都市、市区町村ごとに作成し、それに基づく取り組みを進めることが提案されました。

こうした中、鹿角市民生委員児童委員協議会では、令和元年度より地域版活動強化方策の策定に取り組んできました。

②活動強化方策の期間

第1次期間については令和2年度から令和4年度までの3年間とします。第2次強化方策以降は3年ごとに見直しを行っていきます。これは民生委員児童委員の任期を踏まえ、新たに委嘱された委員同士で活動強化方策を見直ししていくことを目的としたものです。

この計画に基づいて、関係団体等と連携を図りながら着実な活動推進を図ります。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
第1期 鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策			第2期 鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策			第3期 鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策		
【民生委員・児童委員】 任期：令和元年12月1日～ 令和4年11月30日			【民生委員・児童委員】 任期：令和4年12月1日～ 令和7年11月30日			【民生委員・児童委員】 任期：令和7年12月1日～ 令和10年11月30日		

(2) 活動強化方策の策定体制

活動強化方策の策定にあたっては、令和元年度から令和2年度にかけて全国民生委員児童委員連合会より示された「民生委員制度創設100周年 活動強化方策 推進の手引き ～「地域版 活動強化方策」の作成に向けて」（以下「推進の手引き」という。）を活用し、地域の実情や課題を把握し、今後どのような活動を行っていくか各地区民児協定例会においてグループワークを行いました。グループワークで出た意見を集約して作成された素案について、各地区民児協定例会において協議を重ね、地区活動強化方策の策定に至りました。市の活動強化方策については、各地区の活動強化方策をもとに素案を作成し、地区会長会議において協議を重ね、鹿角市民生児童委員協議会理事会において承認を得て、策定に至りました。

○各地区民児協の活動強化方策作成過程

実施日 令和元年5月～令和2年10月

実施内容 「推進の手引き」ワークシートA・B・Cを用いてグループワークを実施。その後、意見交換を行い情報共有したのち、素案を作成。地区民児協定例会で協議を重ね策定に至る。

○市民児協の活動強化方策作成過程

実施日 令和2年11月～令和3年1月

実施内容 各地区民児協の活動強化方策をもとに素案を作成。地区会長会議で協議を重ね、鹿角市民生児童委員協議会理事会において承認を得て策定に至る。

鹿角市民生児童委員協議会活動強化方策

新型コロナウイルス感染症は、地域社会に大きな不安や脅威をもたらし、日々の生活は大きく変化しましたが、暮らしを揺るがす危機や課題が発生した際、これまで私たちは、人と人が出会い、寄り添うことで解決を図ってきました。しかしながらこの多くが、感染症予防の観点からさらに多様な課題への対応が求められていますが、期せずして、つながり、支え合うことの意義や価値を再認識する機会にもなりました。

こうした中、万全の条件や環境が整わない中であっても、感染予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、福祉の本領を発揮する時だと捉え、これからも民生委員・児童委員活動を推進していく必要があります。鹿角市民生児童委員協議会では、活動強化方策の策定にあたり、3つの重点事項を定め活動を推進していきます。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

今日、地域において、様々な課題を抱えながら孤立し、また十分な支援を受けることができない中で生活している方がいます。誰もが孤立せず、地域の中で安心して生活できるように、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合える地域を作っていくことが大切です。

民生委員・児童委員及び各地区民児協は、地域の幅広い関係者とこれまで以上に積極的に連携し、「わが地域ならではの」の仕組みづくり、取り組みを進めていきます。

1 自治会としっかり連携します

- ・地域内で民生委員・児童委員の活動を周知し、自治会との連携を強化します
- ・地域課題の把握と解決に向けて、自治会と連携し活動します

2 「声かけ運動」、「あいさつ運動」を通じたつながりの強化

- ・地域内で孤立や孤独化の防止、また犯罪の予防のために、「声かけ運動」、「あいさつ運動」を積極的に展開し、気軽に声をかけ合える地域づくりに取り組みます
- ・通学路での見守り「あいさつ運動」や学校行事等への参加を通して、地域の子どもたちの「身近な大人」となるような関係づくりを進めます

重点2 様々な課題を抱えた人々を支えるために

地域には、様々な課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」も少なくありません。こうした人を早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣の住民を含め、地域の幅広い人々が連携・協力して「気になる人」を早期に把握することが何より大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度の中では十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行っていきます。

1 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進

- ・定期的な見守り活動・訪問活動を行い、また訪問が難しい世帯については関係者と連携するなど、地域住民や関係者との信頼関係を築きながら支援のネットワーク作りを進めていきます

2 支援が必要な人を適切なサービスへつなげます

- ・地域住民の身近な相談役として、民生委員・児童委員の周知を図り、地域行事やサロン等に出向いて、相談しやすい関係づくりに努めるとともに、専門機関等へのつなぎや相談者への助言といった支援を必要とする人に適切な支援ができるように努めます
- ・行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉施設や学校等とつながる機会を設け、情報共有や活動上の連携を進めていきます

3 住民や地域の代弁者として、行政や関係団体等に積極的な意見具申を行います

- ・行政のほか、各種会議や会合など様々な場を通じて住民の代弁者として、提言、要望等を行っていきます

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

1 地区会長会議を定期的に開催し情報共有に努めます

- ・各地区民児協がスムーズに運営できるように、定例会前に地区会長会議を開催し、情報交換・共有を行い、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます

2 定例会・部会の一層の充実を図ります

- ・事例検討を積極的に行い、委員間の情報共有と課題の解決を図ります
- ・新任委員でも発言しやすい雰囲気づくりに努めます
- ・一人ひとりの意見を大切にし、委員の孤立防止や負担軽減に取り組みます
- ・子どもに関する情報を主任児童委員と共有します

3 研修会やセミナー等に参加しスキルアップに努めます

- ・県民児協や行政、社会福祉協議会等の関係機関が開催する研修会に積極的に参加し、スキルアップにつなげます
- ・習得した知識等を定例会等の場で共有します

4 民生委員・児童委員活動のPRにより一層取り組み、活動の理解を広げます

- ・自治会行事に参加し民生委員・児童委員活動をPRします
- ・「声かけ運動」、「あいさつ運動」を通して民生委員・児童委員活動の周知を図ります

花輪地区民生児童委員協議会活動強化方策

急速に進む少子・高齢化や人間関係の希薄化に伴い、地域社会や家族の姿が大きく変化している今日、民生委員・児童委員の活動環境もまた変化してきています。

こうしたなかにあっても、多くの先達が守り続けてきた一人一人の委員の心や、活動の姿勢のあり方をあらためて意識することが大切だと考えます。

このため、花輪地区民生児童委員協議会では、次の3つの項目を今後の活動の重点とし、取り組んでいくこととします。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

1 自治会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化

- ・自治会の会合や事業に積極的に参画・参加し、委員の顔と名前の認知度を高めるとともに、委員活動への理解と周知を図ります
- ・地域課題の把握と解決に、自治会と共に向き合い、共働が可能となるよう働きかけを行います

2 「声かけ運動」、「あいさつ運動」を通じたつながりの強化

- ・孤立や孤独化の防止、また犯罪の予防のためには、お互いが顔見知りとなる、人と人とのつながりの強化と信頼関係の築きが大切です。そのため、「声かけ運動」、「あいさつ運動」を積極的に展開し、お互いが気軽に声をかけ合う地域づくりに取り組みます
- ・通学路での見守り「あいさつ運動」、学校行事等への参加を通して、地域の子どもたちの「身近な大人」となるよう関係づくりを進めます

重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

1 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進

- ・課題を抱えながら「声を出せない人」、「声を出さない人」を把握するためにも、訪問活動を通じて住民と顔見知りとなり、信頼関係づくりを進めます
- ・他者との交流などに消極的な住民の方へ、訪問活動を通じて自治会と共に参加の促しを行います

2 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化

- ・ 行政のほか、各種会議や会合など、さまざまな場を通じて住民の代弁者として、提言、要望等を行っていきます
- ・ 課題を抱えた人へ適切な福祉サービス等の提供につなげるため、社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉施設、福祉団体等とつながる機会を設け、情報共有や活動上の連携を進めていきます

重点3 民生委員児童委員制度を守り、発展させていくために

1 定例会及び部会の充実

- ・ 事例検討を積極的に行い、委員間の情報共有と課題の解決を図ります。
- ・ 委員各自の個性や経験を踏まえた役割分担のもとで、各部会の活性化を図ります
- ・ 主任児童委員からの活動に関する報告等について、月例化を図ります

2 複数委員によるチーム活動等の導入

- ・ 異性宅への訪問、複雑な課題を抱える家庭への訪問に対しては、男女委員ペア方式、民児協役員と担当委員とのチーム方式導入を図ります
- ・ 一人で複数の地域を担当する委員、新人委員に対しては、近隣地区の委員で班編成し、共に活動する体制づくりに取り組みます

十和田地区民生児童委員協議会活動強化方策

今日、十和田地域においても少子・高齢化が進み、地域・家族の状況も大きく変化しております。

生活課題・福祉課題も多様化するなか、民生委員・児童委員の活動もより一層重要視され、期待されております。

この状況に即し、十和田地区民生児童委員協議会では次の7つの活動項目と、それぞれ具体的取組みを選定し、指針として活動を推進することとします。

1 自治会・町内会としっかり連携します

- ・地域住民に民生委員・児童委員の名前と顔を知ってもらおう
- ・一人暮らしの方や要支援者の方の連絡網を作成しましょう
- ・広報等配布する際には、配布する方からも声かけに協力していただく
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員活動のPRにより一層取り組み、その理解を広げよう

2 「挨拶プラス一言運動」を実施します

- ・挨拶の時に、もう一声で、顔の見える関係を築いていこう
- ・地域福祉ネットワーク活動に積極的に参加しましょう
- ・スクールガードとして声かけをして、通学時の事故防止とともに子どもの様子を観察しよう
- ・見守り活動を通して、児童虐待や犯罪被害から子どもを守りましょう

3 積極的な訪問活動を展開し、担当区域の住民の生活状況を把握します

- ・福祉票を点検・整備しよう
- ・PRカード等を活用しよう
- ・本人の同意を得た上で、社会福祉協議会、自治会等と情報を共有しよう
- ・避難行動要支援者名簿登載者への支援を自治会、社会福祉協議会等と連携し取り組もう

4 支援が必要な人を、適切なサービスへつなげます

- ・ふれあいサロンや地域カフェなどの定期的な交流の場への参加を呼びかけよう
- ・より早く対応できるように、日頃から地域包括支援センターや関連機関との連携に努めよう
- ・福祉サービスの種類や受給要件等を学んでみよう

5 住民や地域代弁者として、行政や関係団体等に、積極的な意見具申を行います

- ・さまざまな機会を通じ、市政への提案を行っていこう
- ・幼、小・中学校の教員との意見交換会の場を設けてみよう

6 定例会や部会の一層の充実を図ります

- ・一人ひとりの意見を取り入れて、活動につなげていこう
- ・他の委員と協力する体制等を作っていこう
- ・定例会では、委員間の事例発表を通して検討会（勉強会）を実施しよう
- ・子どもに関する情報を主任児童委員と共有しよう
- ・定例会で毎回、時間を設けて、コミュニケーションと情報交換を図りましょう

7 研修会やセミナー等に参加し、スキルアップに努めます

- ・民児協や行政関係機関等が開催する研修会等に積極的に参加しよう
- ・習得した知識等を、定例会の場で共有しよう
- ・関係機関や地域を拠点としている福祉施設等と交流を深めましょう
- ・民生委員・児童委員の本来業務を整理してみよう
- ・様々な事例に対する対処方法等を皆で考え、整理してみよう
- ・地区担当民生委員・児童委員と主任児童委員の役割をお互いに理解しよう

★この指針については、（計画→活動→評価）→計画の視点から、必要に応じて検討し、より充実したものにするものとします。

尾去沢地区民生児童委員協議会活動強化方策

尾去沢地区においても、少子・高齢化が進み、地域社会や家族・家庭環境が大きく変わってきています。

その中であっても、誰もが気軽に挨拶をし、気軽に声をかけあい高齢者や子どもが安心して暮らせる地域を目指します。

そのためには、地域の幅広い人々と連携・協力し「すそ野」の拡大が必要と思います。

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

1 自治会との連携強化を行います

- ・民生委員・児童委員だけでは限られている情報も、自治会と連携することにより実情の把握と早期の対応ができるものと思います。進む高齢化に伴い、誰もが孤立しない地域・住民同士が支えあえる仕組みづくりを進めます

2 子どもたちの「身近なおとな」になれるような環境づくりを目指します

- ・学校行事への参加を通し、保育園・小学校および中学校の先生との情報・意見交換を進めます
- ・登校時の声掛けと見守りによる子どもたちとの関係づくりを行います

重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

1 積極的な訪問活動を通じて住民と関係づくりを行います

- ・感度のいいアンテナを身に着け、普通じゃない状態を早く見つけます
- ・自治会・地域の方と共に「気になる家庭」・「気になる人」を早期に把握します。そして、「気になる家庭」・「気になる人」について、自治会・地域の方から情報提供を受けられる関係づくりに取り組みます

2 地域の代弁者としての活動を行います

- ・いろいろな課題を持ちながらも「声に出さない人」・「声を出せない人」の代わりに関係各所へのつなぎや意見・要望を行っていきます。そのためにも、積極的な訪問活動を行い、幅広い人々とともに早期に「気になる家庭」・「気になる人」を把握します

重点3 民生委員児童委員制度を守り、発展させていくために

1 積極的にスキルアップに努めます

- ・個人と尾去沢地区民生児童委員協議会のスキル向上を行うため、積極的に研修会・勉強会に参加します
- ・定例会においては、いろいろな事例について検討を行い、委員間の課題と情報を共有して、問題の解決を図ります

2 委員間で協力しあえる体制づくりを目指します

- ・委員が一人で問題を抱えない体制をつくり、自治会や地域の方の理解を深めることで、なり手の「すそ野」を広げていきます

八幡平地区民生児童委員協議会活動強化方策

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

1 自治会内の組織としっかり連携します

- ・集会等に出席して、民生委員・児童委員の名前と顔を知っていただき、また意見・要望を伺う
- ・声かけや安否確認の協力を行い、誰もが孤立せず、また地域の課題や情報を共有し、生活の状況を把握する
- ・小さいことを気にせず、「こじんまり」とした行事などにも積極的に取り組む
- ・自治会の各種活動に積極的に参画し、地域内の生活環境を掌握する
- ・民生委員・児童委員活動の理解の促進と普及啓発に向けた広報活動の強化
- ・自治会の役員会に参加し、交流を図り、地域の安全・安心な環境づくりに努める

2 虐待や犯罪被害から住民を守る取組みを進めます

- ・挨拶声かけを通して顔の見える関係を築き、また様子を観察し見守りを行う
- ・見守り活動の中から、住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係の構築
- ・駐在所との連携を密にし、地域内外の情報を把握し未然対策の徹底

3 学校等地域の関係組織との連携に取り組めます

- ・幼、小・中学校の職員と情報・意見の交換をして、地域の子どもたちの「身近なおとな」となり、生活状況や課題を把握する
- ・地域を拠点としている福祉施設と交流を深め、理解する
- ・幼、保、小・中校教職員との連携を図り、情報交換を密にする
- ・学校教育の中での、福祉についての学習の一環とした交流活動
- ・ボランティアガイドへの参加

重点2 さまざまな課題を抱える人々を支えるために

1 積極的な訪問活動を展開し、担当区域の住民の生活状況を把握します

- ・積極的な訪問活動をして（困っていても声に出さない、隠す、支援を受けることに消極的で、世間体を気にするなどの）地域性を理解しながら生活状況の把握をする

- ・住民同士が支え合って暮らすことができる地域づくりを図る

2 支援が必要な人を、適切なサービスへつなげます

- ・日頃から地域包括支援センターや関連機関との連携に努めて、より早く適切な支援が受けられるようにつなげていく
- ・生活困窮者自立支援制度をはじめ、さまざまな制度施策や関係機関と一層の連携を図り、適切な支援に結びつける

3 住民や地域の代弁者として、行政や関係団体等に、積極的に意見具申します

- ・様々な機会を通じて、地域の代弁者として、意見・提案をする
- ・小さい集落がゆえに限界集落になること気がかりであるが、どんな小さな意見でも大切にする

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

1 定例会や部会の一層の充実を図ります

- ・定例会では、委員間で事例について検討会を行い活動の充実を図る
- ・委員間の連携を図り、地域の課題を共有し解決を図る

2 研修会やセミナー等に参加し、スキルアップに努めます

- ・研修会等に積極的に参加して、民生委員・児童委員の業務・役割を理解する
- ・様々な事例の対処方法などを学び、より早い対応が出来るようにスキルアップに努める
- ・「自ら学ぶ」、「仲間と学び合う」、「参加して学ぶ」を大切にする